

伊丹市規則第 4 1 号

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和８年伊丹市規則第４１号）

伊丹市福祉医療費の助成に関する規則（昭和４８年伊丹市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<u>第３条 削除</u> (受給資格に係る所得の算定等) 第７条 条例第２条第２項第１号および第２号に規定する規則で定める所得の金額は、合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第２項の規定により計算して得た金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の３の11第２項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）によるものとし、所得税法第35条第２項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第１号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が０を下回る場合は、０とする。以下同じ。）とする。	<u>（条例第１条の２第２号の伊丹市長が規則で定める額）</u> <u>第３条 条例第１条の２第２号に規定する伊丹市長が規則で定める額は、</u> <u>「八十二万六千五百円」とする。</u> (受給資格に係る所得の算定等) 第７条 条例第２条第２項第１号および第２号に規定する規則で定める所得の金額は、合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第２項の規定により計算して得た金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の３の11第２項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）によるものとし、所得税法第35条第２項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第１号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が０を下回る場合は、０とする。以下同じ。） <u>とし、条例第２条第２項第１号および第２号に規定する規則で定める額は、82万6,500円とする。</u>
２ 条例第２条第２項第３号に規定する規則で定める規定は、地方税法第314	２ 条例第２条第２項第３号に規定する規則で定める規定は、地方税法第314

条の 7 ならびに同法附則第 5 条の 4 第 6 項，第 5 条の 4 の 2 第 5 項および第 7 条の 2 第 4 項の規定とする。

3 （略）

（所得が低額である者）

第 9 条の 2 条例第 5 条第 1 項第 2 号アに規定する規則で定める者（別表において「低所得者」という。）は、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員の前年（1 月から 6 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年。以下この条において同じ。）中の所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額および前年の合計所得金額の合計金額が80 万 9, 000 円以下である者とする。

様式第 2 号から様式第 2 号の 4 まで及び様式第 7 号を次のように改める。

条の 7 および同法附則第 5 条の 4 第 5 項の規定とする。

3 （略）

（所得が低額である者）

第 9 条の 2 条例第 5 条第 1 項第 2 号アに規定する規則で定める者（別表において「低所得者」という。）は、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員の前年（1 月から 6 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年。以下この条において同じ。）中の所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額および前年の合計所得金額の合計金額が82 万 6, 500 円以下である者とする。

(表)

移		高齢期移行受給者証					
負担者番号							
受給者番号							
受給者	住						
	所						
	氏						
	名						
生							
年							
月							
日							
一部負担金		外 来					
		入 院					
有効期間							
交付年月日							
発行機関名及び印		兵 庫 県 伊 丹 市 長 印					

この証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。

(裏)

ご 注 意	
1 この証は、受給者以外は使えません。 2 この証は、兵庫県内の保険医療機関等において、保険診療で受診する際に使用する証ですから、大切に保持してください。 3 保険医療機関等において診療、薬剤の支給等を受ける場合は、マイナ保険証や資格確認書などの保険資格が確認できるものととともに、この証を窓口に提示してください。なお、入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証を併せて提示してください。（オンライン資格確認ができる場合を除く。） 4 この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、表面に記載してある一部負担金を支払ってください。 5 市外に転出したとき等、対象者の資格を失ったときは、速やかにこの証を市長に返還してください。 6 氏名、住所、加入している医療保険等に変更があった場合は、速やかにこの証を添えて市長に届け出てください。 7 この証を破ったり、汚したり、または失ったりしたときは、再交付を受けてください。 8 健康診断料、予防注射料、薬のビン代、往診の場合の負担金、診断書料、証明書料、先発医薬品の特別の料金等、保険外診療分は自己負担となります。 9 他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病等）の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この受給者証を併用することができますので、当該制度の受給資格が確認できるものと併せて提示してください。	

(表)

障		障害者医療費受給者証					
負担者番号							
受給者番号							
受給者	住						
	所						
	氏名						
	生年月日						
一部負担金	外来						
	入院						
有効期間							
交付年月日							
発行機関名及び印		兵庫県伊丹市長 印					

この証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。

(裏)

ご 注 意	
1	この証は、受給者以外は使えません。
2	この証は、兵庫県内の保険医療機関等において、保険診療で受診する際に使用する証ですから、大切に保持してください。
3	保険医療機関等において診療、薬剤の支給等を受ける場合は、マイナ保険証や資格確認書などの保険資格が確認できるものととともに、この証を窓口に提示してください。なお、入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証を併せて提示してください。（オンライン資格確認ができる場合を除く。）
4	この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、表面に記載してある一部負担金を支払ってください。
5	市外に転出したとき等、対象者の資格を失ったときは、速やかにこの証を市長に返還してください。
6	氏名、住所、加入している医療保険等に変更があった場合は、速やかにこの証を添えて市長に届け出てください。
7	この証を破ったり、汚したり、または失ったりしたときは、再交付を受けてください。
8	健康診断料、予防注射料、薬のビン代、往診の場合の負担金、診断書料、証明書料、先発医薬品の特別の料金等、保険外診療分は自己負担となります。
9	他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病等）の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この受給者証を併用することができますので、当該制度の受給資格が確認できるものと併せて提示してください。
10	精神疾患については、自立支援医療（精神通院医療）を利用したうえで、この受給者証を併用することができますので、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証と併せて提示してください。

(表)

母		母子家庭等医療費受給者証											
負担者番号													
受給者番号													
受給者	住												
	所												
	氏												
	名												
生	年												
月	日												
一部負担金	外来												
	入院												
有効期間													
交付年月日													
発行機関名及び印		兵 庫 県 伊 丹 市 長 印											

この証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。

(裏)

ご 注 意	
1	この証は、受給者以外は使えません。
2	この証は、兵庫県内の保険医療機関等において、保険診療で受診する際に使用する証ですから、大切に保持してください。
3	保険医療機関等において診療、薬剤の支給等を受ける場合は、マイナ保険証や資格確認書などの保険資格が確認できるものととともに、この証を窓口に提示してください。なお、入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証を併せて提示してください。（オンライン資格確認ができる場合を除く。）
4	この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、表面に記載してある一部負担金を支払ってください。
5	市外に転出したとき等、対象者の資格を失ったときは、速やかにこの証を市長に返還してください。
6	氏名、住所、加入している医療保険等に変更があった場合は、速やかにこの証を添えて市長に届け出てください。
7	この証を破ったり、汚したり、または失ったりしたときは、再交付を受けてください。
8	健康診断料、予防注射料、薬のビン代、往診の場合の負担金、診断書料、証明書料、先発医薬品の特別の料金等、保険外診療分は自己負担となります。
9	他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病等）の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この受給者証を併用することができますので、当該制度の受給資格が確認できるものと併せて提示してください。

(表)

高		高齢障害者医療費受給者証					
負担者番号							
受給者番号							
受給者	住						
	所						
	氏						
	名						
	生年月日						
一部負担金	外来						
	入院						
有効期間							
交付年月日							
発行機関名及び印		兵庫県伊丹市長 					

この証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。

(裏)

ご 注 意	
1	この証は、受給者以外は使えません。
2	この証は、兵庫県内の保険医療機関等において、保険診療で受診する際に使用する証ですから、大切に保持してください。
3	保険医療機関等において診療、薬剤の支給等を受ける場合は、マイナ保険証や資格確認書などの保険資格が確認できるものととともに、この証を窓口に提示してください。なお、入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額区分が分かるものを併せて提示してください。（オンライン資格確認ができる場合を除く。）
4	この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、表面に記載してある一部負担金を支払ってください。
5	市外に転出したとき等、対象者の資格を失ったときは、速やかにこの証を市長に返還してください。
6	氏名、住所に変更があった場合は、速やかにこの証を添えて市長に届け出てください。
7	この証を破ったり、汚したり、または失ったりしたときは、再交付を受けてください。
8	健康診断料、予防注射料、薬のビン代、往診の場合の負担金、診断書料、証明書料、先発医薬品の特別の料金等、保険外診療分は自己負担となります。
9	他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病等）の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、この受給者証を併用することができますので、当該制度の受給資格が確認できるものと併せて提示してください。
10	精神疾患については、自立支援医療（精神通院医療）を利用したうえで、この受給者証を併用することができますので、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証と併せて提示してください。

住所等変更届

医療の種別		
	変 更 前	変 更 後
(フリガナ)		
氏 名		
生年月日		
住 所		
送付先住所		
医療保険の 加入状況	(被保険者, 組合員または世帯主の氏名)	(被保険者, 組合員または世帯主の氏名)
	(被保険者, 組合員または世帯主の住所)	(被保険者, 組合員または世帯主の住所)
	(被保険者, 組合員または世帯主の記号番号)	(被保険者, 組合員または世帯主の記号番号)
	(保険区分)	(保険区分)
	(保険者の名称)	(保険者の名称)
	(保険者番号)	(保険者番号)
	(保険者の所在地)	(保険者の所在地)
障害の状況	確認書類 ☐ 国民年金証書 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 診断書・判定書 ☐ その他()	
備 考		上記の事由発生年月日 (. .)
上記のとおり関係書類を添えて届け出ます。 年 月 日 住 所 氏 名 (続柄) 電話番号 伊丹市長 様		

- ☐ 保険変更
- ☐ 住所変更
- ☐ 氏名変更
- ☐ 等級変更
- ☐ 送付先変更
- ☐ その他

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第 3 条、第 7 条第 1 項及び第 9 条の 2 の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。